

伊那市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

総務部

保健福祉部

1 市行動計画の位置づけ

- ① 新型インフルエンザや全国的大流行にまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図るために「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成25年4月13日施行。以下「特措法」という。）が制定された。
- ② 対象となる感染症：新型インフルエンザ及び新感染症
- ③ 市行動計画は、県行動計画に基づいて、伊那市における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもの（特措法第8条）。

2 市行動計画の基本的考え方

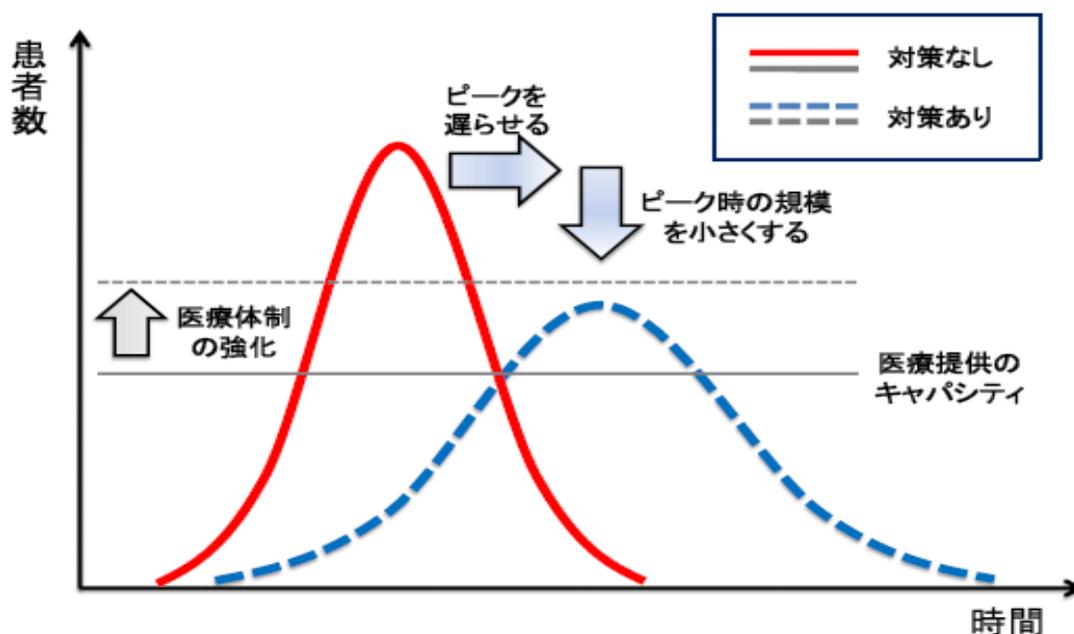
① 対策の目的と戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少させる。

○市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減少させる。
- ・事業継続計画の作成・実施により、経済活動を維持する。



- ② 現行の計画を特措法に定める事項や県行動計画との整合を図り、新型インフルエンザ等の発生・感染の6つの発生段階に対応した、県および市が取り組む対策を7分野に分けて整理した。